

2009年  
(平成21年)  
3/30  
第1559号

毎月(10日・25日)発行(1月は1日・25日)  
この用紙は再生紙を使用しています

# あだち広報

●発行/足立区 ●編集/定額給付金担当課  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎3880-5539

FAX 3880-5603 定額給付金担当課

http://www.city.adachi.tokyo.jp/

あだち広報は全戸配布です。  
配布もれは  
シルバー人材センター  
(☎ 3855-3322)へ



## 申請が必要です!

9月30日までに  
お忘れなく

### 申請から支給までの流れ



「定額給付金」・「子育て応援特別手当」を受けるためには、申請手続きをしていただきます。  
「定額給付金・子育て応援特別手当通知書」を世帯主あてに簡易書留で郵送します。通知書の右側「足立区定額給付金・子育て応援特別手当 支給申請書兼口座振替依頼書」が申請書類になります。必要事項を記入後、切手をはらずに同封の返信用封筒にて送り返してください。

**受取方法**・・・  
世帯主からの申請により、世帯主名義の口座に対象者全員分を一括して振り込みます。

**支給額**・・・  
世帯構成者1人につき1万2千円(ただし、2月1日の基準日において65歳以上の方および18歳以下の方については、1人につき2万円)

**対象は**・・・  
基準日平成21年2月1日において  
(1) 足立区の住民基本台帳に記録されている方  
(2) 足立区の外国人登録原票に記録されている方(短期滞在及び在留資格のない方を除く外国人)

**目的は**・・・  
景気が後退する中で、区民の皆さんへの生活支援を行うとともにあわせて広く支給することにより地域の経済対策に役立ちます。

経済対策

## 定額給付金

**対象となる子ども**・・・  
平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)であって、第2子以降の子ども(平成21年2月1日において、足立区の住民基本台帳、または足立区の外国人登録原票に記録されている子ども(短期滞在中および在留資格のない方を除く外国人)が対象になります。)

**目的は**・・・  
景気後退下における生活対策の一つとして、多子世帯の幼児教育期(就学前3年間)の子育ての負担を軽減し、子育て家庭の生活安心の確保を図ります。

**対象となる子ども**・・・  
第1子が別世帯(第1子が福祉施設、寄宿舎に入所・入舎しているなどの場合や、外国人と日本人の混合世帯であるなど)の場合、同じ人に扶養されていることを確認できる書類(健康保険証の写しなど)を添付のうえ、別途、申請が必要となります。また、第2子以降の子どももが世帯主の場合や第1子が海外にいる場合など、くわしくは、お問い合わせください。

**支給額**・・・  
支給対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

**受取方法**・・・  
第2子以降の子どもと同居している世帯主からの申請により世帯主名義の口座に振り込みます。

生活対策

## 子育て応援特別手当

子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)

**Aさん世帯**

世帯主: Aさん

世帯にいる子ども: 1人目(生年月日平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)、2人目(生年月日平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)、3人目(生年月日平成17年4月2日以後の子ども)

手当の対象となる子ども: 2人目、3人目

Aさんへの子育て応援特別手当: 3.6万円×2人 = 7万2千円

**Bさん世帯**

世帯主: Bさん

世帯にいる子ども: 1人目(生年月日平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)、2人目(生年月日平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)、3人目(生年月日平成17年4月2日以後の子ども)

手当の対象となる子ども: 2人目

Bさんへの子育て応援特別手当: 3.6万円×1人 = 3万6千円

**対象は**・・・  
平成21年2月1日において、第2子以降の子どもに属する世帯の世帯主であって、足立区の住民基本台帳に記録されている方、または足立区の外国人登録原票に記録されている方(短期滞在及び在留資格のない方を除く外国人)

**預金通帳**

**支給額**・・・  
支給対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

**受取方法**・・・  
第2子以降の子どもと同居している世帯主からの申請により世帯主名義の口座に振り込みます。

## 振り込み詐欺にご注意ください。

定額給付金の給付をよそおった、振り込み詐欺や個人情報の問い合わせにご注意ください。以下のようなことは、絶対にありません。

- 足立区や総務省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと。
- 足立区や総務省などが給付のために手数料などの振り込みを求めること。
- 現時点で、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること。

## ご質問・お問い合わせ

制度内容や通知内容について、ご不明な点やご質問があれば下記までお問い合わせください。

定額給付金 子育て応援特別手当  
専用電話 **3880-5539** (受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時

# 新たな消費の喚起を! ☆☆☆前向きな消費でお買い得感☆☆☆

**ご自分の未来**  
ご自分の未来に投資

- パソコン教室を受講する。
- 要介護にならないようジムで体を鍛える。
- エステでリフレッシュする。

**家族のきずな**  
ご家族の絆に投資

- 家族で食事に行く。
- 新学期、子どもにスポーツウェアや本をプレゼントする。
- 家族で観劇にでかける。

**社会のきずな**  
社会の絆に投資

- 定額給付金とふるさと納税制度を活用して足立区に寄附する。
- 協働パートナー基金に寄附して、区内のボランティア団体やNPOを応援する。



**キャンペーン期間**  
5月20日(水)  
～31日(日)

いよいよ定額給付金・子育て応援特別手当が支給されます。使用道は、お決まりでしょうか。「家族全員分をあわせて、ドンと大きい買物をしよう。」「毎日の生活費に少しあてよう。」など、いろいろな計画をお持ちのことでしょうか。そこで、耳寄りな情報があります。足立区商店街振興組合連合会に加入している区内60商店街でお買物をすると、抽選で区内共通商品券が当たるキャンペーンを行います。当選本数は合計3千本です。ぜひ、この機会に区内の商店街にお出かけください。

**定額給付金で買物をして区内共通商品券をGETしよう!**

詳しくは、「公社ニュース」ときめき」5月15日号でお知らせします。  
問先 産業振興課商業係  
(3880)5865

**区内共通商品券**  
当選本数

金賞 12,000円...1,000本  
銀賞 6,000円...2,000本

**応募方法**  
区内60商店街で買物をした方に応募券を差しあげます。(数に限りがあります)

① 自己啓発に関する事業であること(事業内容がわかる)

▼キャンペーン参加(ときめき掲載) 事業所の募集  
料金の割引などを実施する区内の自己啓発関連事業所を募集し、「公社ニュース」ときめき」5月15日号「定額給付金特集号」でPRします。掲載事業者は、最大14社の先着順とします。

▼募集期間  
平成21年3月30日～4月10日

▼掲載基準  
足立区内の事業所で、下記の条件を満たすこと。なお、内容を審査し、基準に該当しない場合や、14社を超える場合などには掲載できないことがあります。

▼掲載媒体  
公社ニュースときめき15日号(発行部数約30万部・各戸配布)

▼申・問先II  
「公社ニュースときめき」編集室  
(5244)7316

**定額給付金「MY米百俵」キャンペーン**

◎あなたの「米百俵」使いみちは? ◎

「MY米百俵」とは...?

明治初期に産出した長岡藩に、支藩から救援の米が百俵送られました。当時の藩の指導者は、この百俵の米を消費するのではなく、未来の人つくりのため学校を設立する資金として活用し、その学校は多くの人材を輩出しました。

定額給付金を現代版「米百俵」として、ご自分の未来に投資する区民の皆さんを応援します。



▼割引クーポン  
縦8・2cm×横6・3cm  
クーポン券などのデザインは統一とし、ときめき編集室が企画します。

② 割引キャンペーン期間を各社で設定すること

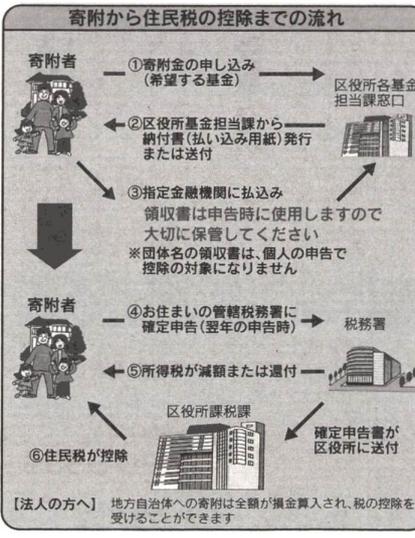
▼掲載料金  
10,500円(税込)

▼掲載規格  
縦8・2cm×横6・3cm  
クーポン券などのデザインは統一とし、ときめき編集室が企画します。

③ 割引金額がわかるものを提出) 定価から10%以上の割引または無料体験などのサービスを提供してください。

④ 入会金・料金等の割引をすること(定価がわかるものを提出)

⑤ 入会金・料金等の割引をすること(定価がわかるものを提出)



① 協働パートナー基金(新設)  
区内の社会貢献活動団体が実施する事業への助成のために使われます(協働推進課)

② 緑の基金(新設)  
ふるさと桜の植樹や緑の保護・回復のために使われます(4月1日よりみどり推進課)

③ 育英資金積立基金(学務課)

④ 環境基金(温暖化対策課)

⑤ 地域福祉振興基金(福祉管理課)

⑥ 文化芸術振興基金(文化課)

**足立区に寄附すると税が一部控除されます**

足立区に寄附した額によって所得税、住民税の一部が控除されることになりました。寄附金のうち、5千円を超える金額が個人住民税所得割の概ね1割を上限として、税務署に確定申告をすることにより、所得税と個人住民税の控除を合わせ、その全額が控除されます。

申・問先II 課税課  
(3880)5230

**給付金 活かして始める社会貢献**

あなたの寄附を足立区に

水と緑と人情味あふれるまち、ふるさと足立区のために、皆さんの寄附をお願いします。

区にいただいた寄附金は、緑化や修学資金の貸付、社会貢献活動への助成金などの原資として使われます。給付金をきっかけに寄附の文化を育み、社会のきずなで支えあうまち足立をつくりまします。

(特におすすめる6つの基金)

寄附金は、希望された基金に積み立てて活用します。力を入れたと思う基金をお選びください。詳しくは、各担当所管課にお問い合わせください。